

土木工事（海上土木工事を含む）事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

経営事項審査における 土木一式工事の 総合評定値（P 点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）			
			本店業者	支店業者	本店業者		支店業者	
					土木参加 希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装	土木参加 希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装
1,100 点以上	A	3 億円以上	全域	全域	1 本	参加希望 工事内で 1 本	1 本	参加希望 工事内で 1 本
1,099 点～800 点	B	3 億円未満 8 千万円以上	全域	当該区 （海上土木 は全域）				
799 点～600 点	C	8 千万円未満 2.5 千万円以上	全域	当該区 （海上土木 は全域）				
600 点未満	D	2.5 千万円未満 1 千万円以上（注）	全域	当該区 （海上土木 は全域）				
		1 千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない	申し込み できない		

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、土木一式工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- 総合評定値（P 点）が 600 点以上の者で、土木一式工事業において一般建設業許可の者は、予定価格 2.5 千万円（税込）以上 6 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- 経営事項審査の土木一式工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- 建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数に含む。

（注）土木工事（海上土木工事を含む）において、総合評定値（P 点）が 600 点未満の者が、予定価格 1 千万円（税込）以上 2.5 千万円（税込）未満の案件に参加する場合は、上記に加え、次の①から③のいずれかに該当すること

- 平成 14 年 4 月 1 日以降に契約金額 100 万円（税込）以上の本市（大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む）発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有する者
- 平成 14 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に、本市契約管財局契約部（旧財政局契約監理部）において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第 1（第 3 条関係）に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有していた者、若しくは平成 19 年 4 月 1 日以降に、D ランク以上の格付等級を有していた者
- 平成 7 年 4 月 1 日以降に契約金額 500 万円（税込）以上の官公庁発注工事を完成させた者

- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

建築工事（プレハブ、解体工事を除く）事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

経営事項審査における 建築一式工事の 総合評定値（P 点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）			
			本店業者	支店業者	本店業者		支店業者	
					建築参加 希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装	建築参加 希望のみ	建築・土木 または 建築・舗装
1,100 点以上	A	8 億円以上	全域	全域	1 本	参加希望 工事内で 1 本	1 本	参加希望 工事内で 1 本
1,099 点～900 点	B	8 億円未満 3.5 億円以上	全域	当該区				
899 点～750 点	C	3.5 億円未満 7 千万円以上	全域	当該区				
750 点未満	D	7 千万円未満 1.5 千万円以上 （注）	全域	当該区				
		1.5 千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない	申し込み できない		

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 7 千万円（税込）以上の案件には、建築一式工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 総合評定値（P 点）が 750 点以上の者で、建築一式工事業において一般建設業許可の者は、予定価格 7 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- ・ 経営事項審査の建築一式工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ 建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数に含む。

（注）建築工事（工事内容が解体工事の主とするものを除く）において、総合評定値（P 点）が 750 点未満の者が、予定価格 1.5 千万円（税込）以上 7 千万円（税込）未満の案件に参加する場合は、上記に加え、次の①から③のいずれかに該当すること

- ① 平成 14 年 4 月 1 日以降に契約金額 100 万円（税込）以上の本市（大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む）発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有する者
 - ② 平成 14 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に、本市契約管財局契約部（旧財政局契約監理部）において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第 1（第 3 条関係）に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有していた者、若しくは平成 19 年 4 月 1 日以降に、D ランク以上の格付等級を有していた者
 - ③ 平成 7 年 4 月 1 日以降に契約金額 1,500 万円（税込）以上の官公庁発注工事を完成させた者
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
 - ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

舗装工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

経営事項審査における 舗装工事の 総合評定値（P 点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）			
			本店業者	支店業者	本店業者		支店業者	
					舗装参加 希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築	舗装参加 希望のみ	舗装・土木 または 舗装・建築
800 点以上	A	1 億円以上	全域	全域	1 本	参加希望 工事内で 1 本	1 本	参加希望 工事内で 1 本
799 点～600 点	B	1 億円未満 2.5 千万円以上	全域	当該区				
600 点未満	C	2.5 千万円未満 1 千万円以上（注）	全域	当該区				
		1 千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない	申し込み できない		

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、舗装工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- 総合評定値（P 点）が 600 点以上の者で、舗装工事業において一般建設業許可の者は、予定価格 2.5 千万円（税込）以上 6 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- 経営事項審査の舗装工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- 建築工事希望者が承認期間中に解体工事を受注した場合は、制限される受注可能本数を含む。

（注）舗装工事において、総合評定値（P 点）が 600 点未満の者が、予定価格 1 千万円（税込）以上 2.5 千万円（税込）未満の案件に参加する場合は、上記に加え、次の①から③のいずれかに該当すること

- ① 平成 14 年 4 月 1 日以降に契約金額 100 万円（税込）以上の本市（大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む）発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有する者
 - ② 平成 14 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に、本市契約管財局契約部（旧財政局契約監理部）において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第 1（第 3 条関係）に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有していた者、若しくは平成 19 年 4 月 1 日以降に、C ランク以上の格付等級を有していた者
 - ③ 平成 7 年 4 月 1 日以降に契約金額 500 万円（税込）以上の官公庁発注工事を完成させた者
- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
 - この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

電気工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

経営事項審査における 電気工事の 総合評定値（P 点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）	
			本店業者	支店業者	本店業者	支店業者
1,050 点以上	A	1.3 億円以上	全域	全域	1 本	1 本
1,049 点～750 点	B	1.3 億円未満 3 千万円以上	全域	当該区		
750 点未満	C	3 千万円未満 1 千万円以上（注）	全域	当該区		
		1 千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない	

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
 - 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、電気工事業において特定建設業許可の取得を要する。
 - 総合評定値（P 点）が 750 点以上の者で、電気工事業において一般建設業許可の者は、予定価格 3 千万円（税込）以上 6 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
 - 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
 - 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
 - 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
 - 経営事項審査の電気工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
 - 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
 - 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
 - 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
 - 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- (注) 電気工事において、総合評定値（P 点）が 750 点未満の者が、予定価格 1 千万円（税込）以上 3 千万円（税込）未満の案件に参加する場合は、上記に加え、次の①から③のいずれかに該当すること
- 平成 14 年 4 月 1 日以降に契約金額 100 万円（税込）以上の本市（大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む）発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有する者
 - 平成 14 年 4 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に、本市契約管財局契約部（旧財政局契約監理部）において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第 1（第 3 条関係）に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が 65 点以上の実績を有していた者、若しくは平成 19 年 4 月 1 日以降に、C ランク以上の格付等級を有していた者
 - 平成 7 年 4 月 1 日以降に契約金額 500 万円（税込）以上の官公庁発注工事を完成させた者
- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
 - この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

給排水衛生冷暖房工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成22年4・5月発注分）

経営事項審査における 管工事の 総合評定値（P点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）	
			本店業者	支店業者	本店業者	支店業者
1,000点以上	A	1.3億円以上	全域	全域	1本	1本
999点～750点	B	1.3億円未満 3千万円以上	全域	当該区		
750点未満	C	3千万円未満 1千万円以上（注）	全域	当該区		
		1千万円未満	全域	申し込み できない	申し込み できない	

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成22年4月1日から平成22年5月31日までとする。
- 予定価格6千万円（税込）以上の案件には、管工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- 総合評定値（P点）が750点以上の者で、管工事業において一般建設業許可の者は、予定価格3千万円（税込）以上6千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 本期間の受注本数は、平成22年6月1日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において1本限りとする。
- 経営事項審査の管工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から10点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。

（注）給排水衛生冷暖房工事において、総合評定値（P点）が750点未満の者が、予定価格1千万円（税込）以上3千万円（税込）未満の案件に参加する場合は、上記に加え、次の①から③のいずれかに該当すること

- ① 平成14年4月1日以降に契約金額100万円（税込）以上の本市（大阪市建築技術協会、大阪市住宅供給公社、大阪市教育振興公社を含む）発注工事を完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有する者
- ② 平成14年4月1日から平成20年5月31日までの間に、本市契約管財局契約部（旧財政局契約監理部）において適正な入札実績があった者、または本市契約規則別表第1（第3条関係）に規定する金額以下のものを入札において受注、完成し、かつ当該工事成績評定が65点以上の実績を有していた者、若しくは平成19年4月1日以降に、Cランク以上の格付等級を有していた者
- ③ 平成7年4月1日以降に契約金額500万円（税込）以上の官公庁発注工事を完成させた者

- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- この取扱いは、平成22年4月1日から平成22年5月31日までに発注する案件について適用する。

造園工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

経営事項審査における 造園工事の 総合評定値（P 点）	物件 等級	予定価格 （税込）	地域要件		受注可能本数（承認期間内）	
			本店業者	支店業者	本店業者	支店業者
700 点以上	A	1.5 千万円以上	全域	全域	1 本	1 本
700 点未満	B	1.5 千万円未満				

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、造園工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 総合評定値（P 点）が 700 点以上の者で、造園工事業において一般建設業許可の者は、予定価格 1.5 千万円（税込）以上 6 千万円（税込）未満の案件に参加できるものとする。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- ・ 経営事項審査の造園工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による法定雇用障害者数を充足していない場合は、総合評定値から 10 点差引いた値をもって当該者の総合評定値とみなす。ただし、「障害者雇用状況報告書」の報告を義務付けられる者に限る。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 等級によらずにおこなう入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

解体工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域要件	受注可能本数（承認期間内）
本店登録者	全域	1 本
支店登録者	当該区	1 本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、とび・土工・コンクリート工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- ・ 経営事項審査のとび・土工・コンクリート工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

鋼桁工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、鋼構造物工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の鋼構造物工事業において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

ピーシー桁工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、土木一式工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の土木一式工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

鋼管工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、水道施設工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の水道施設工事業において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

しゅんせつ工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、しゅんせつ工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査のしゅんせつ工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

電気通信工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、電気通信工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の電気通信工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 施工実績等の条件を設ける入札案件に関しては、地域条件及び受注可能本数にかかる条件は設けない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

塗装工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1 本
支店登録者		1 本

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、塗装工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- 経営事項審査の塗装工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

防水工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、防水工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。ただし低入札価格調査制度適用工事における低入札価格調査基準価格を下回る価格での受注可能本数は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間において 1 本限りとする。
- ・ 経営事項審査の防水工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

たたみ工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、内装仕上工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の内装仕上工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

交通安全施設工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、とび・土工・コンクリート工事業または塗装工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- 経営事項審査のとび・土工・コンクリート工事、塗装工事のいずれも、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

防球ネットフェンス工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、とび・土工・コンクリート工事業または鋼構造物工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査のとび・土工・コンクリート工事業、鋼構造物工事業のいずれも、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

遊具工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	制限なし
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、とび・土工・コンクリート工事業、土木一式工事業、鋼構造物工事業、または造園工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査のとび・土工・コンクリート工事業、土木一式工事業、鋼構造物工事業、造園工事業のいずれも、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。

管更生工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い（平成 22 年 4・5 月発注分）

本支店の区分	地域条件(本店所在地または市外に本店を有する場合は支店所在地)	受注可能本数(承認期間内)
本店登録者	大阪市内全域	1本
支店登録者		1本

- ・ 承認期間は、希望種目の承認期間とし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までとする。
- ・ 予定価格 6 千万円（税込）以上の案件には、土木一式工事業において特定建設業許可の取得を要する。
- ・ 市外業者の地域要件は、物件ごとに設定する。
- ・ 経営事項審査の総合評定値は、入札参加者が入札書提出時において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- ・ 本期間の受注本数は、平成 22 年 6 月 1 日以降に開札される入札について適用する受注可能本数の制限には含まないものとする。
- ・ 経営事項審査の土木一式工事において、完成工事高欄中「年平均」が「0」の者は参加できない。
- ・ 「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札については、本取扱いの対象外とする。
- ・ 特定建設工事共同企業体による受注分を含むものとする。ただし、「政府調達に関する協定」の適用を受ける入札による受注分は含まない。
- ・ この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。
- ・ この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までに発注する案件について適用する。